

第 6315 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 7日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 損金経理しなければ損金にならないもの

Q : 法人税では、損金経理をしなければ損金にならないものがあるようですが、どのようなものがあるのですか？

A : 次のようなものが該当します。

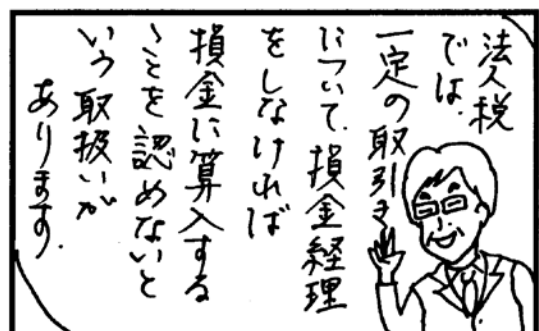
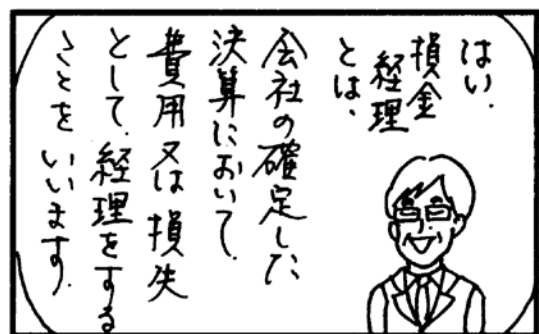
【解説】

損金経理とは、会社の確定した決算(通常は株主総会によって承認された決算)において、費用又は損失として経理をすることをいい、法人税では、一定の取引について損金経理をしなければ損金に算入することを認めないという取扱いがあります。

これは、損金経理をすることによって、損金に計上するという法人の意思表示を確認するためと考えられています。

損金経理をしなければ損金に算入できないものには、次のようなものがあります。

- ①減価償却資産の償却費の計算
- ②繰延資産の償却費の計算
- ③少額の減価償却資産の取得価額の損金算入
- ④繰延資産となる費用のうち少額のもの損金算入
- ⑤中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ⑥資産の評価損の損金算入等
- ⑦各引当金勘定への繰入額の損金算入
- ⑧交換により取得した資産の圧縮額の損金算入



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】